墨田区消費者ニュース

令和５年１２月発行　第２０５号

消費者センター相談窓口から

高齢者を狙った海産物の強引な電話勧誘にご注意！！

～代金引換で届くが受け取りたくない～

【相談事例】

高齢で独居の母から「海産物セットの購入を勧める電話勧誘があり、後日、商品が代金引換で届くことになっており困っている。」と連絡があった。

聞くと、海産物販売業者から電話があり、「当社で買い物したことがあるお客様に特別価格２万円のカニが入った海産物の詰合せを案内しているので購入しないか」と勧誘されたそうだ。

母は、一度は要らないと断ったが強引だったため、仕方なく購入することにしたが断りたいという。業者の名前や電話番号が分からない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

最近、高齢者を狙った海産物の電話勧誘販売のトラブルが増えており、年末にかけて特に注意が必要です。

電話で勧誘された場合は、クーリング・オフすることができます。

電話勧誘販売事業者は、契約後は消費者に対して契約書を交付しなければなりません。強引な電話勧誘で商品の購入に同意してしまった場合でも、契約書が交付された日から数えて 8 日間はクーリング・オフすることができます。

ただし、**代金を支払い受取ってしまうと返金されないおそれもある**ことから、

① 商品は受取拒否をする

（その際に送り状の差出人の住所、名称、電話番号を控える。）

② 差出人にクーリング・オフの申し出を行いましょう。

事例については、上記の手順でクーリング・オフを行い、商品の受取や商品の支払いをせずに済みました。

暖房器具の事故に注意

暖房器具を使う季節となりました。

外に出かけ、寒さで冷え切ってしまった身体も、暖房器具で暖かくなった部屋に戻ってくるとホッとしますが、その際に気を付けなければならないのは、暖房器具による事故です。

暖房器具による事故にも、火災、やけど、ガス中毒など気を付けなければならないものが色々あります。

タンクから漏れた灯油に引火

暖房器具には、石油ストーブ、ファンヒーター、エアコン、こたつ、加湿器、ホットカーペット、湯たんぽなど様々な種類がありますが、消費者庁から石油ストーブによる事故防止、火災予防の注意喚起がありました。

誤使用・不注意による事故が多い

NITE※に通知のあった製品事故情報では、平成３０年度からの５年間で石油ストーブ等の事故は２６９件あり、原因別では誤使用・不注意による事故が１１５件と最も多くなっています。

石油ストーブ等を使用する際のチェックポイント

1　ホコリを取り除く
2　耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。
3　燃焼筒が正しく取り付けられていることを確認する。
4　燃料は新しいものを使う。ガソリンの誤給油を防ぐ。
5　カートリッジタンクの給油口の蓋が閉まっていることを確認する。
6　機器と周囲の壁や可燃物との距離を十分に確保する。

灯油の扱いに注意

給油口からの灯油漏れ、ガソリンの誤給油、可燃物の接触は事故が発生した場合、大きな火災に至るおそれがあるため、特に注意が必要です。

11 月頃から多く発生するようになり、７０歳以上の高齢者が被害者となる事故もたいへん多くなっています。

使用する際には、２ページ掲載のチェックポイントについて確認してください。

やけどに注意

やけどの事故が多く発生しています。

やけどは、ストーブ本体によるもの、上に置いたやかんをひっくり返し、熱湯を浴びる場合などがあり、入院治療が必要なやけどを負うこともあります。万が一、やけどをしてしまった時は下欄の「応急処置」を参照してください。

やけどをしてしまった時の応急処置

・すぐに流水や容器に溜めた水で１０分以上冷やす。

・刺激を避けるため、水道水・シャワーを患部に直接当てない。

・服の上から熱湯などがかかった場合は、脱がさずに服の上から冷やす。

・全身の広い範囲・顔面などのやけどの場合:すぐに救急車を呼ぶ。

・やけどの範囲が片足、片腕以上の広範囲にわたる場合は、救急車を呼ぶか至急病院を受診する。

・やけどの範囲が手のひら以上の場合や水膨れの場合は、潰さないようにして病院を受診する。

・市販の冷却シートは、やけどの手当てには使えない。

・電気カーペットなどによる低温やけどは見た目より重症の場合があるので、症状が悪化したり、痛みが続いたりした場合には病院を受診する。

資料：消費者庁 HP、※NITE（製品評価技術基盤機構）、イラスト：消費者庁 HP、いらすとや

すみだ消費者センター出前講座のお知らせ

　私たちが普通に穏やかに消費生活を送ろうと思っていても、ふとしたことでトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。
　前もって学んでおくことで被害を防ぐことができます。

講座内容（例）
・契約の基礎知識について
・インターネットや SNS 利用時に生じるトラブル防止
・スマートフォン、インターネットの契約時のトラブル防止
・悪質商法被害防止（点検商法、通信販売トラブル、訪問購入、架空・不当請求等）

イラスト：いらすとや

　すみだ消費者センターの専門の相談員が、様々なトラブルについて皆様の近くに出向き、ご希望のテーマに沿ってわかりやすくお話します。

実施日時：平日（月～金曜日）の９時から１６時３０分
対象：１０名以上の区内団体
会場：各団体でご用意願います。
費用：無料
講義時間：１回２時間まで

「出前講座の申込書」は、すみだ消費者センターにあります。
詳しくは、センターにお問い合わせください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル　まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日・・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）
■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分
■所在地・・・・墨田区押上2-12-7　セトル中之郷2階
●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」Ａ3出口徒歩3分
●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分